

# 法人 春日部

第 68 号

(平成 8 年 4 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内

TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



すぎとピア

写真提供 杉戸町役場

## 【わが町】

### すぎとピア

すぎとピアは、詳しくは「彩の国いきいきセンターすぎとピア」と称し、当町の高齢者福祉・地域福祉活動の拠点施設として、豊かな長寿福祉社会の形成をめざす。を目的として、平成 6 年 10 月にオープンされました。

この施設は、福祉センター・デイサービスセンター機能に加え、生涯学習・ふれあいの場となる多目的ホールを備え、高齢者はもとより、町民の皆さんの親睦・各種集会の場として、さらに趣味・創作・ボランティア活動の場としても利用されております。

取材／杉戸町商工会事務局長 関口博司

全国 131 万社の仲間がみんなのために活動しています。



# 税務署だより

## 最低資本金未達成法人に対する課税上の取扱い

平成2年の商法改正により、株式会社においては1,000万円以上の資本金、有限会社においては300万円以上の資本金が必要となりました。

平成8年3月31日までに最低資本金を達成していない株式会社及び有限会社については、4月1日に法務大臣の公告が行われ、その後2か月以内に増資または組織変更を行わなければ、6月1日に解散したものとみなされます。

そこで、最低資本金を満たさないことにより解散となった法人の申告手続き等について説明します。

### 【法人税】

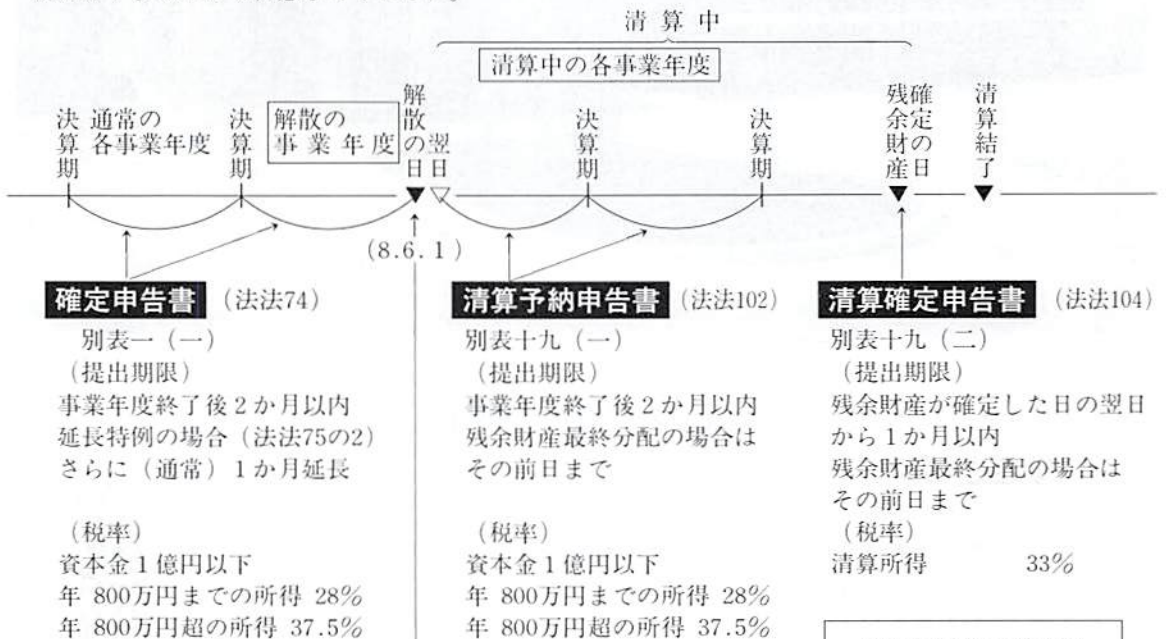
#### 1. みなし解散となった場合

みなし解散となった事業年度の開始の日からみなし解散の日までの期間（例えば、3月決算の法人の場合は、平成8年4月1日から6月1日までの期間）の所得金額及び法人税額等について、平成8年8月1日までに確定申告を行う必要があります。

#### 2. 清算中に事業年度が終了した場合

清算中に事業年度が終了した場合には終了の日の翌日から2か月以内に、通常の法人税の申告ではなく清算中の所得にかかる予納申告を行う必要があります。なお、この場合、最初の申告は平成8年6月2日を始期とします。

清算中の所得の計算は、解散をしていない場合と同様ですが、圧縮記帳や租税特別措置法の一部の適用はありませんので留意してください。



(法基通1-2-3)

株主総会等において解散を定めた日→その定めた日  
 解散事由の発生により解散した場合→その事由発生の日  
 (最低資本金を満たさない法人の場合の「解散の日」)  
 (とは法務大臣の公告の日から2か月を経過する日)

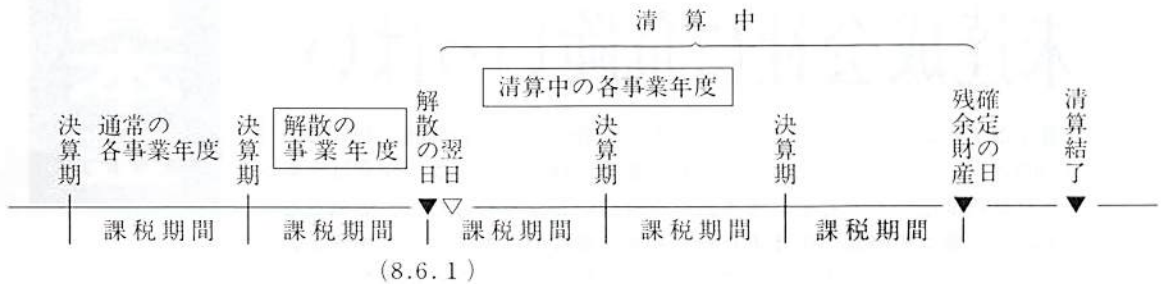
#### 文中引用条文の略称

法法……法人税法  
 法基通……法人税基本通達  
 消法……消費税法  
 所法……所得税法  
 所令……所得税法施行令

## 【消費税】

課税事業者である法人がみなし解散となった場合には、法人税の場合と同様にその事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間がそれぞれ課税期間となり、また、それ以降は法人の事業年度が課税期間となります。

なお、確定申告は、各課税期間の末日の翌日から2か月以内に行う必要があります。



## 【個人事業として営業を継続する場合】

みなし解散後において、個人事業として営業を継続する場合には、個人事業として事業を開始した日から1か月以内に、所轄税務署長に「開業の届出書」を提出しなければなりません（所法 229）。

また、必要に応じて次のような書類を提出する必要があります。

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1 青色申告の承認申請書（所法 144）          | } 原則として開業した日から2か月以内   |
| 2 青色事業専従者給与に関する届出書（所法57②）     |                       |
| 3 たな卸資産の評価方法の選定の届出書（所令 100②）  | } 開業した日の属する年の確定申告期限の日 |
| 4 減価償却資産の償却方法の選定の届出書（所令 123②） |                       |
| 5 給与支払事務所等の開設届出書（所法 230）      | 給与支払事務所等の開設の日から1か月以内  |
| 6 消費税課税事業者選択届出書（消法 9④）        | 開業した日の属する課税期間の末日      |

なお、所得税の確定申告は2月16日から3月15日まで、個人事業者の消費税の申告は3月31日までに税務署長に提出することになっています。

**問** 最低資本金を達成できなかったとしてみなし解散された法人が、みなし解散後、法人名義で営業を続けた場合、その所得については法人課税、所得税課税のいずれとなりますか。  
また、消費税の課税関係はどうなりますか。

## (答)

- みなし解散された法人は、解散後は、清算目的の範囲内でのみ存続することとなるので、清算目的の範囲を越える行為はできないこととされていますが、仮に当該法人が清算目的を越える営業活動を行い、その結果、所得が生じている場合において、
  - ① 解散前と同様に法人名義で取引が行われていること、
  - ② その事業に係る収支を法人のものとして会計処理を行っていること、
  - ③ その事業に係る金銭、預金その他の資産等を法人のものとして支配、管理していること、
 など形式的にも実質的にもその所得が法人に帰属していると認められるときは法人の所得として課税することとなります。
- ただし、仮に、法人名義で取引を行っている場合であっても、その所得が個人によって支配されている場合などその所得が実質的に個人に帰属していると認められるときは、個人の所得として課税することとなります。  
また、消費税についても、課税売上げ及び課税仕入れに係る対価の支払等が実質的に法人に帰属していると認められるときは、法人の事業として課税することとなります。  
この場合の課税売上げ及び課税仕入れの帰属の判定に当たっては、営業活動に係る所得についての課税関係を判定する場合に準ずることとなります。

# 取引先は大丈夫?

## 最低資本金

## 未達成会社に危険いっぱい

着々とタイムリミットが近づいているのが最低資本金の問題。株式会社 1,000万円、有限会社 300万円とされた基準に到達していない企業は今年 3月31日の期限切れとともに基本的に解散扱いとなるわけだが、依然として未達成企業は相当数にのぼるため、今後、商取引はもちろん、税法上の取扱いについてさまざまな「アクシデント」が発生することが予想されている。

株式会社 1,000万円、有限会社 300万円とする最低資本金制度達成までのタイムリミットがいよいよ目前に迫っている。平成3年に施行された改正商法により、すでに新設法人については、この最低資本金制度がストレートに適用されているが、法改正時の、いわゆる既存会社については、達成期限が今年3月末日までとされている。

3月末までに最低資本金を達成できなかった企業は、4月1日に予定されている法務大臣の公告から2か月以内に増資または組織変更の届出をしないと6月1日の時点で解散したものとみなされ登記官によって解散登記が行われる。

解散となった場合、その企業は清算のためだけに存続することとなるため、債権の回収、債務の返済などに活動が限定され、当然、通常の営業活動は禁止される。厳密に言えば、6月1日時点までは、未達成企業であっても従来通りの活動ができるわけだが、現実には取引先によるチェックが厳しくなることは必至で、「無視して業務を続けよう」といった発想は通用しなくなる。

いざ解散となれば、契約などの効力は法律上無効となるため、トラブルの温床になりかねず、重要な取引につきものの代表者の印鑑証明や資格証明も取ることもできない。

また、なにより各種業法上、免許を必要とする事業については、解散によって、失効扱いになるため、取引先企業としても商売相手が安全堅実な企業かどうかを見極める必要が強まる。

こうした商法上の制限だけでなく、税務上も解散となれば、それまでとは大幅に事情が変わってくる。みなし解散となった場合、税務上も清算中の企業として扱われ、申告自体も通常とは異なる。清算所得が確定するまでは清算予納申告という形

で処理することになるが、この場合、圧縮記帳や準備金といった規定が適用できなくなる点が無視できない。また、仮にみなし解散となった企業が営業活動によって所得を得た場合でも、その所得が実質的に代表者個人に帰属すると認められれば、企業ではなく個人、すなわち所得税の分野に移行するため、修正するにしても課税期間の違いによって延滞税が生じることも考えられる。

現在、国税庁と法務省との間で特別な協議や申合せは行われておらず、国税サイドとしては、あくまで現場、すなわち税務署レベルで、各地域の登記所、法務局に赴き実態把握にあたり税務上も「解散」という事実に沿った指導や処理を行う構えだ。

最低資本金未達成企業のなかには、もちろんペーパーカンパニーなど初めから実態が怪しい会社も多数存在するが、単に個人と法人の線引きに無関心、もしくは実感のない中小零細企業も決して少なくない。いわば、みなし解散となっても事業に特別な影響は出ないだろうという希望的観測をこの期におよんでも抱えている企業が多いわけだ。しかし、最低資本金を無視して事業活動を続けることは違法行為であることは間違いない。

すでに増資を完了していたり、当初から相当金額の資本金を有している企業にとっても、取引相手の「資本金の実情」は重要な判断材料になっている。最低資本金未達成企業との取引は法的効力の危険性だけでなく、トラブルの際には必然的に株主代表訴訟といった事態を招きかねないため、こうした観点からも取引先の実情把握が無視できないテーマとなっている。

(注…阪神・淡路大震災にともない一定の地域では猶予期間が1年間延長されています)

## 地区会だより

### 新春研修会並びに懇親会

#### 幸手地区会

幸手地区会では2月8日午後5時から市内、ホテルグリーンコアに於て、新春研修会並びに懇談会が開催されました。研修会は、『幸手市商工振興と環境整備について』と題して、幸手市建設経済部長、藤沼 貢様から、又続いて『消費税の改正について』は春日部税務署法人課税1統括官、田中哲男様からの大へん分り易いお話に、出席した多勢の会員は熱心に耳を傾けておりました。

研修会終了後は、来賓の皆様と会員が一体となって和やかに新春を喜び合いました。



消費税の改正について 講師 田中第1統括官

### 青年部会税務研修会

#### 春日部地区会



春日部地区会青年部会では、2月22日、やまや新館に於いて税務研修会を開催した。開会に先だち地区会青年部会担当の細谷副会長の挨拶に始まり、春日部税務署法課税第一部門、木下上席調査官による「平成9年4月1日施行」の「消費税の改正と地方消費税の概要」について講話をいただき、部会員一同、感心を以って受講した。

研修会終了後は懇親会を開き、和やかな雰囲気にもまれながら時を過ごした。

幸手名産———グルメの逸品

**(株) 浜田商店**



鴨生肉、くんせい  
小売致します。

幸手市大字惣新田3062

☎(0480)48-1137(代)

贈答品に最適：電話注文にて全国直送致します。

# 「法人会新春の集い」盛大に開催!!

平成8年2月2日

於・春日部市民文化会館

## 第一部 新春講演会

### 「吉宗に学ぶ平成の改革」

講師 板垣英憲氏

## 第二部 新春賀詞交歓会

### “会員増強功労者表彰”

本年は「法人会の集い」として装いも新たに第一部新春講演会・第二部賀詞交歓会として盛大に開催された。

第一部は「吉宗に学ぶ平成の改革」の演題による講演が行われた。昨年のNHK大河ドラマの主人公・江戸幕府第八代将軍徳川吉宗は紀州の田舎より強運のもと将軍となった。しかし幕藩体制は危機に面しており、この危機を乗り越えるにはどうすれば良いか、幕藩体制の安定強化の為に数々の改革を断行した。世に言う「享保の改革」である。現在の平成大不況時代に何が必要か、どうしたら良いか、吉宗から意気込みや数々の知恵など学びとるものがいくつもある。又板垣氏の政治記者であった頃の政界の裏側のエピソード等も交えた内容に約200名の聴衆が熱心に耳を傾けた。

第二部賀詞交歓会では本年度会員増強運動に功績のあった地区会、団体、個人に対し、表彰状及び感謝状が贈呈された。来賓には、春日部税務署より草間孝署長、川上祝男副署長、田中哲男法人第一部門統括官が、又春日部県税事務所よりは椎橋重和所長、管内12地区自治体を代表して春日部市より三枝安茂市長の他、税理士会、春日部間税会等地元協力団体の代表者にご臨席頂いた。

会長より昨秋展開された会員増強運動により、獲得会員数326社・12月末日現在会員数7,049社となり、組織率が73.9%と埼玉県内トップになった旨披露され、ご協力頂いた関係機関、団体、役員へ御礼が述べられた。引続き会員増強功労者に表彰状又は感謝状が、退任された石井前事務局長には感謝状が贈呈された。その後、ご来賓の方々より御祝辞を頂き場所を懇親会場に移して、なごやかに懇親会が続いた。午後6時30分、参会者の益々ご発展を祈念して散会した。



齋藤会長あいさつ



春日部税務署 草間 孝署長祝辞



受 彰 者 の 皆 様



講師 板垣英憲先生

なお、表彰状・感謝状の贈呈は次の通りです。

### 会員増強による表彰状及び感謝状の贈呈

(順不同)

#### 1. 社団法人春日部法人会・会長表彰状受彰者

##### ア、増強目標達成地区会(達成率順)

- 庄和地区会 殿 白岡地区会 殿
- 杉戸地区会 殿 久喜地区会 殿
- 幸手地区会 殿 鷲宮地区会 殿
- 栗橋地区会 殿

##### イ、功績顕著な加入協力者

- (株)あさひ銀行春日部支店 殿 春日部地区会
- 埼玉県信用金庫春日部支店 殿 "
- 内藤晴助 殿 内藤輪業(株) 岩槻地区会
- 八木和子 殿 大同生命保険相互会社 埼玉東支社

#### 2. 社団法人春日部法人会・会長感謝状受彰者

##### ア、功績顕著な支援団体

- 関東信越税理士会 春日部支部 殿
- 大同生命保険相互会社 埼玉東支社 殿
- 森田真理子 殿 小西税理士事務所 税理士会
- 小林文覚 殿 (株)コバヤシマネージメント "
- 池田修 殿 (株)いけだ "
- 時澤やよひ 殿 大同生命保険相互会社・埼玉東支社
- 西村しづ子 殿 "
- 榎本芳子 殿 "

##### 功績顕著な支援団体

- (株)あさひ銀行春日部西口支店 殿 金融機関

- (株)あさひ銀行武里支店 殿
- (株)武蔵野銀行春日部支店 殿
- (株)武蔵野銀行武里支店 殿
- 埼玉県信用金庫八木崎支店 殿
- (株)武蔵野銀行岩槻支店 殿
- 埼玉県信用金庫東岩槻支店 殿
- (株)あさひ銀行久喜支店 殿
- (株)栃木銀行久喜支店 殿
- (株)武蔵野銀行幸手南支店 殿
- (株)あさひ銀行白岡支店 殿
- 埼玉県信用金庫白岡支店 殿
- (株)あさひ銀行菖蒲支店 殿
- (株)あさひ銀行栗橋支店 殿
- 北埼玉信用組合鷲宮支店 殿
- (株)あさひ銀行杉戸支店 殿
- 埼玉県信用金庫杉戸支店 殿
- (株)武蔵野銀行庄和支店 殿
- (株)あさひ銀行庄和支店 殿

#### イ、功績顕著な加入協力者

- 尾堤英雄 殿 (株)おづつみ園 春日部地区会
- 佐藤至廣 殿 (株)サンライト建設
- 伊藤茂 殿 (株)芳美堂印刷
- 松田進 殿 (株)松田商事
- 岩谷徳 殿 (株)甲子
- 内田敏夫 殿 事務局 岩槻地区会
- 齋藤秀智 殿 (株)エル・サイトウ 久喜地区会
- 森田孝 殿 (株)埼玉団扇
- 深作旭 殿 (株)深作設備工業所
- 木村照雄 殿 木村産業運輸(株) 蓮田地区会
- 飯野健三 殿 (株)魚庄
- 清山和男 殿 (株)サンビドー
- 諏訪祐子 殿 事務局
- 島村多三郎 殿 (株)島村政吉材木店 宮代地区会
- 物井宇多子 殿 事務局 白岡地区会
- 新井はま子 殿 (株)新井電気 菖蒲地区会
- 矢納重則 殿 矢納製菓(株) 鷲宮地区会
- 落合喜彦 殿 (株)落合工業所 杉戸地区会
- 谷部フク子 殿 事務局
- 染谷良市 殿 (株)染谷材木店 庄和地区会

## 和菓子と御花

# 有限会社 石 倉

杉戸町杉戸3-10-11 TEL 0480(32)0164

## 婦人部会新春講演会開催

去る2月15日(木)、岩槻市イグレッタ(岩槻城址公園)にて女性部会(部会長岩谷 徳)が新春講演会を開いた。講師は勸癌研究会付属病院外科医長・吉本賢隆先生、演題は「がんは怖くない～日本の現状と将来」。

近年社会生活環境の変化によりがんの種類も変化している。皆がんになる素質あり特殊な病気でなくなってきている。病気になったらどうするか心配をしておくことが大切。初期は症状がないので自分でしこり等に対しよく感心を持ち、検査を定期的に受け初期の発見が大切である。現在の医学では初期がんはほとんど治る、等々の内容でユーモアを交えての講演で来賓の川上悦男春日部税務署副署長を始め、参加者約100名も熱心に耳を傾けていた。



新春講演会 吉本賢隆先生  
「がんは怖くない～日本の現状と将来」



川上副署長他参加者の皆様



来賓祝辞 春日部税務署長 草間孝様



第二部懇親会風景 栗橋地区会の方々



## 県法連主催の広報研修会

2月14日(水)、浦和商工会議所会館に於て広報研修会が開催された。テーマは「広報誌の上手な作り方」。講師は東京電力(株)営業部サービス課副長・藤井 昇氏。当法人会より砂川祐亮副委員長、榎本年雄副委員長、富田英雄委員、松岡康隆事務局長が参加しました。

今後の広報作成に活用したいと存じます。



講師 藤井 昇先生



## 青年の集い 「蓮田大会」開催

平成8年2月15日 午後2時～  
於 蓮田市「魚庄別館」

当日は春日部税務署より草間署長、川上副署長、田中第一統括官、木下上席調査官の皆様をお迎えし、大同生命の皆様、親会から齊藤会長、前田副会長、地元蓮田地区会からは新井会長、飯野副会長、青年部会員百余名の参加のもと盛大に開催された。

前回の幸手大会同様地区の青年部が主管となり、今回も蓮田地区土橋部会長のもと蓮田青年部の皆様に、企画・設営・進行まで大変ご苦労頂いた。

第一部「青年の集い」は蓮田地区西野日出夫氏の司会のもと、金子副部会長の開会の辞、蓮田地区土橋地区部会長より歓迎の辞、多ヶ谷部会長挨拶の後、草間春日部税務署長にご祝辞を頂戴し、来賓紹介、次回開催地春日部地区佐藤部会長の発表が行われた。



多ヶ谷青年部長挨拶

幸島副部会長の閉会の辞の後、数分の休憩をはさみ、第二部「新春研修会」が行われた。講師は東京国税局査察部出身で税理士・㈱ビコム代表取締役太田孝昭氏。「マルサの事件簿」との演題のもと興味深いエピソード、企業内経理のチェックシステム等の内容の講演に参加者一同熱心に聴講した。

第三部「懇親会」では地元蓮田地区竹内文雄氏

の司会で、大同生命職員紹介、多ヶ谷部会長挨拶、川上春日部税務署副署長の乾杯のご発声を頂き、ゴルフバターによる来賓・地区対抗ゲームが行われ大変なごやかな内に、時がまたたく間に過ぎ去った。吉田監事の締により、来年の春日部での再会を誓い散会した。

## 県税からのお知らせ

自動車税は、4月1日現在で所有者として登録されている方に課税されます。

自動車税の納税通知書は届きましたか。

5月中旬を過ぎてても、納税通知書が届かないときは、次のような原因が考えられますので、正しく登録するとともに自動車税事務所（☎048-623-0221）へお問い合わせください。

- 引越しをしたが、住所変更の登録をしていない。
- マンションやアパートの棟室番号まで登録していない。

このほか、廃車したり、下取りに出した車の自動車税の納税通知書が届いたときなども、正しく登録する必要があります。登録に関するお問い合わせは、埼玉陸運支局登録検査テレホンサービス（☎048-624-7117）をご利用ください。

また、障害者手帳などを持ち、その障害の程度が一定以上の方のために使用している自動車には、5月31日までの申請により自動車税が減免される制度があります。

自動車税は、埼玉県の税収の約14%を占める貴重な財源として皆さんの生活をよりよくするために使われます。

**自動車税の納期限は、5月31日(金)です。**  
忘れずに納めましょう。



## ＝想うがま＝

## その1

岩槻地区会

岩槻タクシー 吉田英聖

当社がタクシーの仕事を始めて40年以上になりますが、その中で常に課題となっていたのは「限られた台数の車を如何に効率良く配車するか」ということでした。

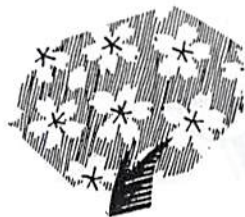
今迄にも、いろいろな方法がとられてきましたが、どうもうまくいきません。と云うのは、タクシーは1台の車に1人の乗務員、どこで仕事をしようか、何時に休憩しようか、本人次第の極めて手工業的な、ある意味では極めて人間的な仕事だったからです。その永年の課題が、今解決されようとしています。

皆さんは「GPS」という言葉を聞かれたことが有りますでしょうか。Global Positioning System の略で日本語に適訳がないので、「GPS」とそのまま使われています。

今、地球のまわりにはたくさんの人工衛星が廻っています。その衛星の発信する電波を利用してタクシーの位置を検出する方法です。

地上2万キロを越える天空に、6軌道、24個の衛星が配置されており、この装置を積んだタクシーは、常に3個以上の衛星からの電波をキャッチすることにより、自分の位置を自動的に算出し、配車センターはその情報をテレビの地図画面に写し出すことにより、タクシー全車両の位置、進行方向、空車か否かすべて乗務員からの連絡を待たずに自動的に刻々とキャッチすることが出来るわけです。お客様の注文に対し、極めてスピーディに効率よく対応出来るようになります。

こんな説明を聞かされても我々は唯々科学の進歩、コンピューターの発達に恐れ入るだけ、唯ははっきりわかるのは、極めて人間くさい商売だったタクシー稼業も、コンピューターを道連れに仕事をする時代に入ったということだけである。



## 会員の声

## 「もらい事故」

蓮田地区会 戸田正之



2月7日、加須市内で新聞にも掲載されなかった「自動車事故」がありました。

その事故とは、見通しのよい道路を通行していた車両に、造成地の現場から左右を確認せず

にダンプカーが急に飛びだし、一般道を通行していた車両の右側中央部に激突したのです。双方ともケガはありませんでした。

事故の結末は過失が大きい車両の保険で修理費用と車両を使用できなかった期間の作業補償を支払うというのが、これまでの私の自動車保険に対する認識でした。

しかし自動車保険では、たとえ数パーセントでもぶつけられた側に過失があれば、休業補償は一切支払われれないということです。その際に事故の相手から「全面的に過失あり」という一筆を取り付けてあれば別です。

このような、俗にいうもらい事故でも100パーセント過失がないということは希だそうです。

事故は加害者にも、被害者にも多大な損失となりますので、交通安全を心がけたいものです。

## 訂正とお詫び

前号第67号(平成8年2月号)「新会員ご紹介」(第7頁右欄中段)で春日部地区会会員の下記2社の社名を誤りましたので訂正の上お詫び申し上げます。

記

誤 (株)須見電子計算センター

正 (株)須貝電子計算センター

住所 春日部市武里団地1-1-506

誤 (有)貝井商事

正 (有)細井商事

住所 春日部市梅田2-9-5

## 地区会アラカルト

### 第2回青年部研修会の報告



久喜地区会青年部会  
副部会長 関根 智之

久喜地区会青年部会では、発  
足当初より青年部会は何をすべ  
きなのか、そしてどのような方

向づけをして行ったら良いのかという問題につ  
いて話し合ってきました。そしてその方向づけの一  
つとして、法人会の青年部会であるなら、私たち  
若い世代、税に関する勉強会を定期的に行ってい  
く必要があるのではないかという観点から、年に  
1回、春日部税務署より講師の先生を招き、あら  
かじめ青年部会内より出されたテーマについて講  
演をしていただき、さらにディスカッションの時  
間を設け、内容の充実した研修会を企画してい  
く事になりました。

まず第1回の研修会は平成6年に、春日部税務  
署小林第一統括官を講師としてお招きし、「上手  
な税務調査の受け方」というテーマで講演をお願  
いし、活発な質疑応答も行われ、大変内容の濃い  
研修会となりました。

平成7年11月9日、久喜市三高サロンにおいて、  
第2回青年部会研修会が開催されました。大変好  
評であった第1回研修会に引き続き、最も身近で  
誰もが経験しなければならぬテーマとして、今  
回は相続税についての話を聞きたいという青年部  
会会員からの声が多かった為、春日部税務署資産  
税第1部門の石田 昇統括調査官をお願いして、  
「ためになる上手な相続税対策」というテーマで  
講演をしていただきました。内容が相続税につ  
いてということなので、さすがに皆講演に関しても  
真剣に話を聞いていたようです。さらに質疑応答  
の時間には、普段なかなか聞けないような突っこ  
んだところまで質問が行われ、非常に有意義な研  
修会となりました。やはり一般的な講演会とは違  
って久喜地区青年部会の研修会は自由にディスカ  
ッションの出来る点が大きな特色であります。私  
達若い世代それぞれ毎日忙しく過ぎて行きますが、

やはり法人会の集まりですから税に関する勉強会  
はまず第一に行っていく事が大切だと考えており  
ます。これからも第3回、第4回と積極的に研修  
会を企画して行きたいと思います。

—想うがまゝ—

その2

### 「時代の変化に」

白岡地区会 (前)吉田印刷 吉田 勝利

「光陰矢の如し」まさに月(光)日(陰)のたつのは  
本当に速いものですね。今年は「子」ね年で平  
成8年をスタートした訳ですが、この「子」とは  
十二支の第一番目です。方角では北を指し、時刻  
では真夜中の零時(午前12時)、または午後11時  
から午前1時までの間を指すそうです。ねずみ年  
は何ごとも一番初めて、ここから新しくスタート  
する年です。平成5年、平成6年、平成7年とバブ  
ル景気が崩壊して不況不況の中で終わりました。  
平成8年に入り文字通り一番初めの年・ねずみ年  
です。このねずみにあやかり、小まめにチョコ  
チョコと良く動き、良く働き、小まめに稼ぎ、不況  
の米を食べつくして貰いたいものですね。

村山内閣から橋本内閣へとバトンタッチを致し  
ました。村山政策の良い所を継承して益々好景気  
に向ってスタートして貰いたいものです。我々国  
民の期待は大きいものだと思います。是非がんば  
って下さい。お願いします。

さて私共の印刷業界も急速に変わりました。先ず  
活版印刷からオフセット(写真製版)と完全に変わ  
りました。印刷といえば活字(鉛)が主流でした。活  
字を1本1本採字し、組版、印刷機にかけ印刷、  
製本という行程でした。確かにこの作業は手間、  
材料経費が非常にかかりました。今日では活版作  
業からオフセット印刷という作業に変わりました。

タイプ、写植からワープロと目まぐるしい移り  
変わりです。活版からオフセット、原稿をそのまま  
紙版(ピンクマスター、シルバーマスター)に製版  
(焼付)します。まさに軽印刷、ダイレクト印刷時代  
になりました。早い、安い、きれい、簡単という  
ことですね。紙で紙を印刷する便利な時代になり  
ました。何か取纏りのない紙面になりましたが、  
今年はどうか出逢い、ふれあい、話し合い、やさ  
しい心暖まる年でありたいものですね。

# 厚生委員会だより

## 大型保障制度の保険料が引き下げられました。

法人会の福利厚生制度を委託している大同生命が保険料について、その算定の基礎となる予定利率を3.75%から2.75%へ、また予定事業費率や予定死亡率を引き下げる改定に伴い、4月より新規に加入される大型保障制度（企業保障プラン）については、RタイプやLタイプを中心に概ね保険料を引き下げることにになりました。

なお、すでに加入されているご契約者については、配当金で調整することにより新規の加入者との公平性を図るようにしております。

### (例)

- Rタイプ 40才男性で 4.4%、  
40才女性で 1.5% 下がります。
  - Lタイプ 40才男性で 0.4%、  
40才女性で 2.7% 下がります。
- (70才満了)

## PL法施行後の変化について

昨年7月1日のPL法施行に伴い、消費者の意識は急激に変化しています。

最近の都民の調査でも

- ☆PL法「知っている」……………70%
  - ☆「被害を受ければ訴訟も」……………69%
  - ☆「取扱説明書、表示をよく読む」……………65%
- となっております、現在訴訟となっているのは1件ですが、水面下では、

- 1) 被害者が国民センター、消費者センターに飛び込み、相談の上請求。
- 2) 少額賠償請求、クレームの増加（言わなきゃ損）。
- 3) 小売・流通への請求・クレームが増加。  
となっております。特に流通・販売業者が対応をせまられている様です。

## 「定期総会のお知らせ」

日時 平成8年5月23日(木) 午後1時30分

場所 春日部市民文化会館大会議室

### 第一部 記念講演

フジテレビニュースキャスター

**黒岩祐治氏**

### 第二部 定期総会

### 第三部 懇親会

会員の皆様には奮ってご参加をお願い申し上げます。

## どうなる日本!



### 〈プロフィール〉

1954年神戸市生まれ。  
早稲田大学卒業後、フジテレビジョンに入社。  
報道記者として、自民党、野党、警視庁などを担当後、ノンフィクション番組ディレクター、「FNNスーパータイム」キャスターを経て、現在「報道2001」（日曜午前7:30〜）を担当。  
みずから企画・放送まで手掛けた救急医療キャンペーンが救急救命士誕生につながる。  
【著書】「救急医療にメス」「ナースたちの朝」など。

## おかげさまで50周年

皆様に愛され、埼玉トヨタは今年で創立50年を迎えることができました。これからも真心と感謝の気持ちを込めて…。



クラウン  
カリナ  
RVの

**埼玉トヨタ**

岩槻営業所 岩槻市城南2-7-8 TEL.048-797-0411